

事業		上限額	対象経費
本部・ 支部 活動拠点経費	事業費	別表 2 のとおり	補助事業の管理に必要な次に掲げる経費（※） 職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金、旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、公租公課、借料及び損料、保険料、諸謝金（基本給）、諸謝金（特別給与）、諸謝金（諸手当）、賃金（基本給）、賃金（特別給与）、賃金（諸手当）、研修費、訓練委託費、雑役務費
高齢者活用・ 現役世代雇用 サポート事業		別表 2 のとおり	高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の実施に必要な次に掲げる経費（※） 旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、公租公課、借料及び損料、保険料、諸謝金（基本給）、諸謝金（特別給与）、諸謝金（諸手当）、賃金（基本給）、賃金（特別給与）、賃金（諸手当）、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金、研修費、訓練委託費、雑役務費
介護分野就業 機会促進事業		別表 2 のとおり	介護分野就業機会促進事業の実施に必要な次に掲げる経費（※） 旅費、諸謝金（基本給）、諸謝金（諸手当）、諸謝金（トライアル奨励金）

※活動拠点での事業実施に必要な経費を含む。